

2025 年度一宮市ごみ散乱防止実施計画

1 計画の目的

本計画は、一宮市空き缶等ごみ散乱防止条例第 8 条に基づき、積極的にごみの散乱防止の取組を推進する目的で、具体的な実施施策を示すもので、本計画を推進することにより美しいまちづくりを実現し、市民の快適な生活環境の確保を図る。

2 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

3 対象品目

空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のポイ捨てごみ

4 実施施策

(1) 市の役割

ごみのポイ捨て防止を目的とする市民等への周知、各種イベント時における啓発、一宮駅周辺における街頭啓発、市民等による道路、公園等の清掃活動の奨励を行う。

また、ごみ散乱防止月間である 10 月に、市役所本庁舎等の電子ディスプレイ表示、SNS（Facebook 等）やごみ分別アプリ「さんあ〜る」による配信、民間事業者の協力を得た啓発を行う。

(2) 市民等の役割

市民等は屋外で生じたごみは持ち帰るなど、ごみのポイ捨てを行わないようにする。また、ごみの散乱の防止に努め、本市の実施する施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の役割

事業活動に伴って生じたごみの散乱を防止するため、消費者に対する啓発など必要な措置を講ずるよう努めるとともに、本市の実施する施策に協力しなければならない。

(4) ごみ散乱防止重点地域

市内全域をごみ散乱防止重点地域に指定する。

(5) 関係機関の連携

市は、道路、公園等へのごみの散乱について情報提供があった場合はその関係機関に情報を提供する。